

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(45) 【発行日】平成26年6月2日(2014.6.2)

(12) 【公報種別】意匠公報(S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1498968号(D1498968)

(24) 【登録日】平成26年4月25日(2014.4.25)

(54) 【意匠に係る物品】携帯情報端末

【部分意匠】

(52) 【意匠分類】H7-725W

(51) 【国際意匠分類(参考)】14-02、14-03

【Dターム】H7-725AA、H7-725G

(21) 【出願番号】意願2013-28893(D2013-28893)

(22) 【出願日】平成25年12月9日(2013.12.9)

(31) 【優先権主張番号】29/457,376

(32) 【優先日】平成25年6月10日(2013.6.10)

(33) 【優先権主張国又は機関】米国(US)

(72) 【創作者】

【氏名】イムラン チャウドリ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1  
エムエス 302-2エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】ジョナサン ピー アイヴ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1  
エムエス 302-1アイディー アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】チャナカ カルナムニ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1  
エムエス 302-2エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】クリストファー ウィルソン

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1  
エムエス 302-1アイディー アップル インコーポレイテッド内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】503260918

【氏名又は名称】アップル インコーポレイテッド

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1

(74) 【代理人】

【識別番号】100092093

【弁理士】

【氏名又は名称】辻居 幸一

(74) 【代理人】

【識別番号】100082005

【弁理士】

【氏名又は名称】熊倉 禎男

(74) 【代理人】

【識別番号】100088694

【弁理士】

【氏名又は名称】弟子丸 健

(74) 【代理人】

【識別番号】100103609

【弁理士】

【氏名又は名称】井野 砂里

(74)【代理人】

【識別番号】100095898

【弁理士】

【氏名又は名称】松下 満

(74)【代理人】

【識別番号】100098475

【弁理士】

【氏名又は名称】倉澤 伊知郎

【審査官】木村 智加

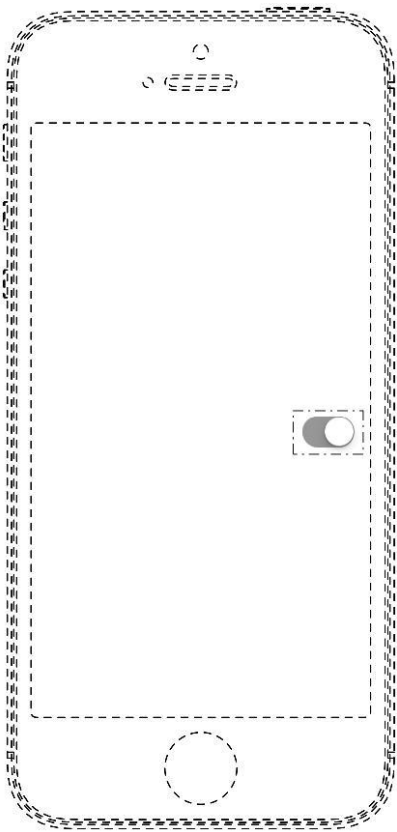
(56)【参考文献】意登1454541 意登1457293 意登1464950 意登1484449  
DIME、7号、27巻、(2012-4-3)、36頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA24001750)  
週刊アスキー、905号、24巻、(2012-11-6)、23頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA24009512)  
大韓民国意匠商標公報、12-05号、(2012-3-9)、30-0634839、(特許庁意匠課公知資料番号HH24406265)  
欧州共同体意匠公報、(2012-8-16)、001297964-0080、(特許庁意匠課公知資料番号HH24204773)  
米国特許商標公報、11W18号、(2011-5-3)、D637199、(特許庁意匠課公知資料番号HH23307434)  
米国特許商標公報、(2012-9-18)、D667451、(特許庁意匠課公知資料番号HH24317699)  
アップルジャパン株式会社、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号HJ23040213)

(55)【意匠に係る物品の説明】正面図及び正面図の表示部拡大図に表された画像は、本物品の所定の機能のON/OFF状態にするための操作に用いられる画像である。グラフィカルユーザインタフェースを操作することにより、所定の機能をON/OFFする。〔変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図1〕から〔変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図5〕は、グラフィカルユーザインタフェースをON又はOFF操作した際の画像の変化を表したものである。

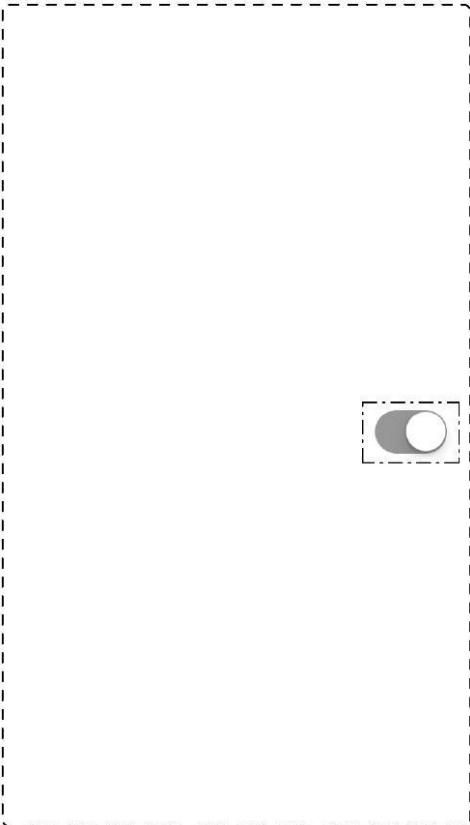
(55)【意匠の説明】実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図、右側面図及び底面図は意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【図面】

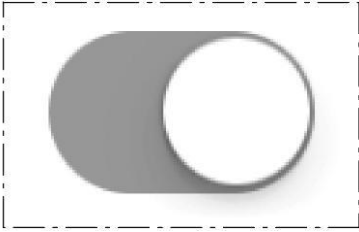
【正面図】



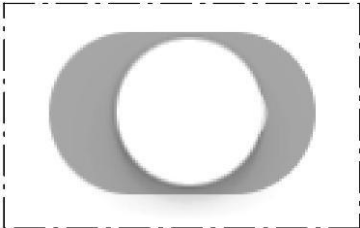
【正面図の表示部拡大図】



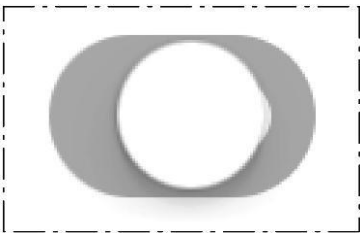
【グラフィカルユーザインタフェースの拡大図】



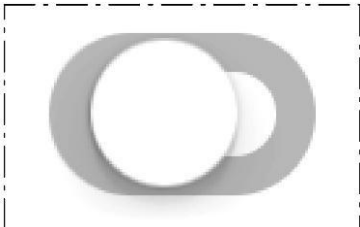
【変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図1】



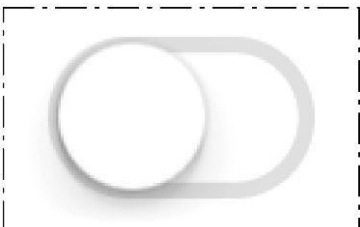
【変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図2】



【変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図3】



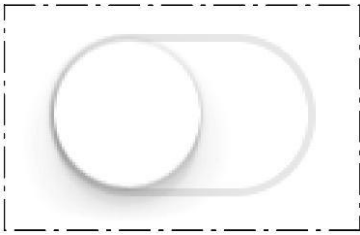
【変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図4】



【変化した状態を示すグラフィカルユーザインタフェースの拡大図5】

(5)

意匠登録1498968



【左側面図】



【平面図】

